

青森県報

第三千五百六号

平成二十四年
二月二十七日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 二
救急病院の設置……………	(医療業務課) …… 二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉課) …… 三
公 告	(保険課) …… 三
平成二十四年度経本三つ折り葉書の圧着加工等業務委託に係る一般競争入札……………	(税 務 課) …… 三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 四
県有地の売却に係る一般競争入札……………	(港湾空港課) …… 四
出先機関	(中南地域) …… 五
土地改良区の役員就任及び退任……………	(県民局) …… 五

正 誤

平成二十年三月十二日定例出先機関中……………(中南地域) …… 六

告 示

示

青森県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
堀内眼科医院 医療法人ありよし 小児科	十和田市西三番町一四の七 八戸市大字売市字右水門下八の二二	平成三〇・三・三 三〇・三・三〇
はらだクリニック さんあい眼科クリ ニック	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一三の二 三沢市中央町三丁目一二の三六	三〇・三・三 三〇・三・三
まつもと整形外科 クリニック	五所川原市中央二丁目三三	三〇・三・三
サカ工業局弥生 株式会社弘前市薬 剤師薬局	五所川原市字弥生町一八の三 弘前市大字富田三丁目一四の一	" 三〇・三・三

青森県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
はらだクリニッケ まつもと整形外科 クリニッケ サカ工業局弥生 株式会社弘前市薬 剤師薬局	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一三の二 五所川原市中央二丁目三三 五所川原市字弥生町一五の八 弘前市大字富田三丁目一四の一	平成西・一・一 " " 三三・二・一六

青森県告示第百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	主たる事務所の所在地	事業名称	事業所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンター八戸訪問看護ステーション	八戸市根城三丁目四の一七	平成三三・九・二〇

青森県告示第百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
アポテック根城店 一番町薬局 百石調剤薬局 五戸調剤薬局 五戸東薬局 津島歯科診療所 橋本耳鼻科クリニック 清藤歯科診療所 谷地薬品 サカ工業局弥生 サイトウ内科医院 弘愛会クリニック 富士歯科医院 根城よしだ歯科医院	八戸市根城五丁目一の五 八戸市一番町二丁目三の七 上北郡おいらせ町上明堂九の三 三戸郡五戸町字正場沢三の四 三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三の四の一 五所川原市字大町九 八戸市湊高台五丁目一の二八 五所川原市字旭町一二 八戸市大字河原木字神才二の二 五所川原市字弥生町一五の八 弘前市大字駅前二丁目一の一五 弘前市大字福村字林元九三 五所川原市字一ツ谷五九の一四 八戸市根城九丁目四の七	平成三三・七・三 " " " " 三三・五・元 三三・六・三 三三・九・三〇 三三・八・七 三三・八・三 三三・一・三〇 三三・六・一六 三三・六・三

青森県告示第百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
岩間 賢志	弘前市大字大町一丁目三の三	いわま鍼灸整骨院	弘前市大字大町一丁目三の三	平成 三三・七・二〇
石鉢 寛栄	八戸市大字中居林字蓋名池一三の四	はつち接骨院	八戸市南類家一丁目六の二	三三・九・二五
坂本 和紀	八戸市大字市川町字高屋敷二の一三	さかもと整骨院	八戸市大字市川町字高屋敷二の一八六	三三・二・二二

青森県告示第百三十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
弘前中央病院 八戸平和病院	弘前市大字吉野町三の一 八戸市湊高台一丁目四の六	平成二十七年一月三日 平成二十七年一月十三日

青森県告示第百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務 所の所在地 又は住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビス事 業所 を 行 う 事 業 所	名 称 所 在 地	廃止の届 出年月日	廃 止 年 月 日
--------------------	------------------------	-------------------------	---	--------------	--------------	-----------------------

社会福祉 法人常光 会	三沢市六 川目六丁 目二八の六	介護訪 問入浴 介護	社会福祉 法人常光 会ひばり 在宅サ ービス	三沢市六 川目六丁 目二八の六	平成 三三・三・二〇	平成 三三・三・三
有限会社 メゾンリ ラ	八戸市江 陽二丁目 一の三三三	介護予 防福祉 用具貸 与	指定福 祉事業 用具貸 与	八戸市南 郷区大 字島守 一の字 米野二 一	三三・二・九	三三・三・三

公 告

平成二十四年度経本三つ折り葉書の圧着加工等業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 業務名 平成二十四年度経本三つ折り葉書の圧着加工等業務
 - 2 業務内容 入札説明書による。
 - 3 業務期間 平成二十四年四月二日から平成二十五年三月三十一日まで
 - 4 作成予定数量 二十一万二千九百通
 - 5 納入場所 青森県総務部税務課
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第百五十九号又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付けされた者であること。

- 3 青森市内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有している者であること。
- 4 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。
- 三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県総務部税務課税務電算グループ
電話 〇一七 七二二 一一一一(内線五四二〇)
- 四 入札及び開札の場所及び日時
1 場所 青森市新町二丁目四の三〇
青森県庁舎北棟 二階 C会議室
- 2 日時 平成二十四年三月二十八日 午後一時三十分
- 3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。
- 五 入札執行回数
原則として三回を限度とする。
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
単価契約につき不徴収
- 七 契約書の取り交わしの時期
平成二十四年四月二日
- 八 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 九 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 入札書の記載方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、経本三つ折り葉書一通当たりの単価金額とする。
- 4 入札手続の停止等

平成二十四年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人双松福祉会

三 代表者の氏名

正部家 佑介

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、階上町及び近隣市町村民に対して、介護サービス等に関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

～～～
所有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市大字白銀町字三島下八三の一	雑種地	一・二九・七三平方メートル

二 予定価格

四百六十六万三千五百十九円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市大字白銀町字三島下八三の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟八階B会議室

2 日時

平成二十四年三月九日(金) 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十四年三月五日(月)午前十一時から、八戸市大字白銀町字三島下八三の一において現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長瀬堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十七日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	福島 彰	弘前市大字駒越字高田一の一三	平成 二四・三・一就任
"	佐藤 修一	大字真土字東川二四一	"
"	木村 久栄	大字一町田字浅井四七二の一	"
"	花田 昇	大字熊嶋字豊田二六八の一	"
"	齋藤 健作	大字高屋字本宮四八三の一	"
"	小山内 保	大字土堂字長瀬八三	"
"	佐藤 克郎	大字藤代四丁目二の六	"
"	田中 良治	大字外瀬一丁目九の二	"
"	大瀬 豊	大字船水三丁目一の一五	"
"	笹 慎一	大字時苗字福岡六の一	"
"	齊藤 秀明	大字一町田字村元六六一の一	"
"	山本 勝義	大字土堂字長瀬七三の一	"
"	堀川 三雄	大字船水三丁目一〇の三	"
監事			

正

誤

中南地域県民局

平成23・三二 第二九〇六号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
出先機関			四	下	表中	齋藤 健作 "大字高屋字元宮 四八三の一	齋藤 健作 "大字高屋字本宮 四八三の一

理事	佐藤 善治	大字駒越字高田一〇
"	佐藤 修一	大字真土字東川二四一
"	木村 久栄	大字一町田字浅井四七二の一
"	秋元 孝之	大字熊嶋字里見三〇三
"	齋藤 健作	大字高屋字本宮四八三の一
"	古川不二夫	大字土堂字早川四九の五
"	佐藤栄之進	大字藤代一丁目一七の六
"	石戸谷正夫	大字浜の町東五丁目一の二
"	大瀬 豊	大字船水三丁目一の一五
"	笹 慎一	大字蒔苗字福岡六の一
"	八嶋 忠満	大字熊嶋字豊田一八九の三
"	山本 勝義	大字土堂字長瀬七三の二
"	相馬 賢一	大字八代町九の一

二四・一・三 退任

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭